

# 福島市街なか交流館新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

## 1 使用にあたって

感染拡大防止及び感染予防策として、以下のとおり制限があることをご理解ください

(1)使用上限 通常時は、利用者同士が密にならないような、滞在人数で運営をしてください。ただし、行政によるまん延防止措置等が発令した場合、各スペースの同時に滞在できる最大入場定員数は次の通りになります。

一時的に、定員を超えるような場合は、入場制限等を実施してください。

○貸出スペースA 10名

○貸出スペースB 40名

(2)下記の要件を満たすこと

ア. 利用者同士距離は密にならないようにすること。

イ. 活動にあたっては、接触・密接・飛沫感染が起こらないように配慮すること

ウ. 基礎疾患のある方に配慮できること

エ. その他、活動内容に応じた感染防止策を講じた上で使用すること

(3)新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのインストールを利用者に呼びかけること

## 2 利用者の健康確認

利用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用を見合わせる

(1)37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）

(2)息苦しさ・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

(3)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

## 3 感染防止を意識した使用

(1)咳エチケットや手洗い・手指の消毒の徹底、人同士の距離が2m以上保てない場合のマスクの着用。

(2)飲食を行わないこと（熱中症予防の水分補給はできます。）

(3)ごみは各自持ち帰ること

(4)使用後は清掃とともに接触部位の消毒を行うこと

## 4 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

使用終了後2週間以内に、利用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること

## 5 その他

感染防止のために施設管理者が決めたその他措置の遵守及び施設管理者の指示に従い使用すること